

## オープンアクセスリポジトリ推進協会作業部会設置規程

2017年3月22日  
オープンアクセスリポジトリ  
推進協会運営委員会

(総則)

第1条 「オープンアクセスリポジトリ推進協会運営委員会規程」の第6条に基づき、オープンアクセスリポジトリ推進協会（以下「協会」という。）の運営委員会（以下「委員会」という。）に設置する作業部会について定める。

(設置する作業部会)

第2条 委員会に、次の作業部会を設置する。

- (1) JAIRO Cloud 運用作業部会
- (2) 研修作業部会
- (3) 広報普及作業部会

2 運営委員会は、必要に応じて、時限的な課題に係るタスクフォースを設置できるものとする。タスクフォースの運営は作業部会の運営に準ずる。

(JAIRO Cloud 運用作業部会)

第3条 JAIRO Cloud 運用作業部会においては、次の業務を行う。

- (1) JAIRO Cloud 利用機関の業務支援の企画及び実施
- (2) JAIRO Cloud の運用体制と機能改善に関する検討および実施

(研修作業部会)

第4条 研修作業部会においては、次の業務を行う。

- (1) 機関リポジトリやオープンアクセス、オープンサイエンスに関する業務に携わる者を対象とした研修会の企画及び実施
- (2) (1)の業務の遂行のために必要な教材等の作成提供

(広報普及作業部会)

第5条 広報普及作業部会においては、次の業務を行う。

- (1) 協会の活動に必要な広報普及用資料発行のおよび情報発信
- (2) 協会の活動に関連する各種行事等の企画運営及び実施
- (3) 協会の活動成果を普及するための企画及び実施

(作業部会の運営)

第6条 作業部会の活動方針及び活動計画は、作業部会の協議を経て作業部会主査が策定し、委員会の承認を得るものとする。

- 2 作業部会主査は、委員会において作業部会の活動状況を報告するものとする。
- 3 作業部会の業務遂行において必要な場合は、作業部会員以外の者の協力を得ることができる

ものとする。

(庶務)

第7条 各作業部会の庶務は、協会事務局において処理する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。